

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131

FAX.048-296-7070

印刷/コスモプリンツ株式会社

【討議資料】

うだがわよしひで

緑豊かな街づくり

宇田川好秀

市議会ニュース

vol.109(2023年2月)



川口市の生産緑地について

● 生産緑地地区の概要と特定生産緑地の創設

生産緑地地区については、指定から30年経過後、土地所有者は市に対して買取申出が可能となり、市が買い取らず、農業者へのあっせんが不調の場合で、買取申出を行ってから3か月経過し、行為制限の解除がされると、農地から宅地等へ転用することが可能な制度となっています。平成29年の生産緑地法改正により、営農継続を希望する土地所有者への対応として、既指定の生産緑地地区について、10年ごとに更新することで、税制の優遇措置を継続することが可能となる「特定生産緑地制度」が創設されました。

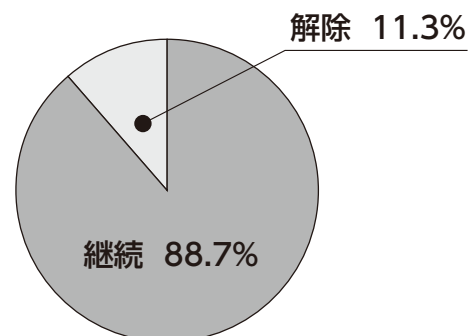
特定生産緑地の指定を受けた場合のメリットなど

指定から30年経過後	生産緑地の指定に加え、特定生産緑地に指定
固定資産税	引き続き農地課税
相続税納税猶予	次の相続においても適用可能
その他	10年ごとに更新することが可能

● 特定生産緑地の指定結果(令和4年8月末、意向確認終了時点の見込みの数値)

30年が経過する平成4年指定の生産緑地地区について、令和2年度から特定生産緑地の指定申請受付を開始し、個別相談会や電話相談を実施するなど生産緑地所有者へ丁寧な説明に努めた結果、最終的に面積ベースで88.7%の生産緑地が特定生産緑地に指定され、当初危惧された大幅な減少は回避することができました。

平成4年指定生産緑地面積	109.97ha
継続する生産緑地 【特定生産緑地指定】	97.49ha (88.7%)
解除見込み 【指定予定なし】	12.48ha (11.3%)



※令和3年度末 生産緑地地区総面積 120.65ha

農地の貸借などに係る農業者への支援

これまで、農地法や生産緑地法の規定により生産緑地の貸借が難しい状況であったものが、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の整備などを受け、第三者への貸付がしやすくなったことから、生産緑地を所有しながら、今後も営農を続けたいと考える方への支援として、法に基づく手続きに加え、本市独自の制度を拡充したものです。

(ア) 川口市農地バンク制度の拡充(農業委員会)

農地の賃貸借などに関する情報を収集し提供する当該制度は、平成29年8月の運用開始から市街化調整区域内の農地に限って、登録対象としていたところでしたが、生産緑地地区内の農地についても、貸借を支援するため、令和3年4月から登録対象に追加しました。その後、生産緑地地区の登録実績が1件あり、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借が成立している状況です。

(イ) 農地の貸借に係る事業計画の認定及び市民農園の開設支援(農政課)

各法令に基づき、都市農地(生産緑地)の借り手が、自ら耕作の事業に供するものについて2件の事業計画の認定を行い、2件の市民農園の開設支援を行いました。

加えて、農地の有効活用、市民の農への理解促進及びレクリエーションの場を提供することを目的として、農業者が開設する市民農園整備などへの交付金制度の運用を開始しました。具体的には、市民農園の開設に係る費用に対して、交付対象経費の2分の1以内、上限額を市街化調整区域20万円、市街化区域10万円としています。

※都市基盤整備・防災力向上特別委員会内容報告



市長に政策提言!



生産緑地地区